

監 査 結 果 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成27年2月23日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	安	井	宏	一
同	藤	野	良	次

監 査 結 果 報 告 書

平成 26 監査年度 第 2 回

(平成 26 年 11 月～平成 26 年 12 月定期監査)

(平成 27 年 1 月財政的援助団体等監査)

(平成 25 年 12 月～平成 27 年 2 月行政監査)

平成 2 7 年 2 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 委員実地監査実施日 -----	2
	4 監査対象機関 -----	2
	5 監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	4
	(3) 所属別 -----	5
	ア. 本庁	
	県土マネジメント部 -----	5
	行政委員会 -----	5
	イ. 出先機関	
	知事公室 -----	5
	総務部 -----	5
	地域振興部 -----	6
	健康福祉部 -----	6
	こども・女性局 -----	7
	医療政策部 -----	7
	くらし創造部 -----	7
	景観・環境局 -----	7
	産業・雇用振興部 -----	8
	農林部 -----	8
	県土マネジメント部 -----	8
	まちづくり推進局 -----	9
	教育委員会 -----	9
	警察本部 -----	11
第2	財政的援助団体等監査 -----	13
	1 監査の実施方針 -----	13
	2 監査実施状況 -----	13
	3 監査の結果 -----	13
	(1) 指摘等件数 -----	13
	(2) 指摘等の内容 -----	14
	(3) 団体別 -----	15
	公益財団法人奈良県地域産業振興センター -----	15
	公益財団法人奈良県生活衛生営業指導センター -----	17
	一般社団法人奈良県畜産会 -----	18
	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー -----	20
	一般財団法人奈良県健康づくり財団 -----	22
	奈良県職業能力開発協会 -----	23
	奈良県防災行政無線運営協議会 -----	24
	一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 -----	25
	サンアメニティ・Real Style 共同事業体 -----	26
	株式会社東急コミュニティー西日本事業部 -----	26
第3	行政監査 -----	27
	1 監査の概要 -----	27
	2 収入証紙制度の概要 -----	28
	3 監査の結果 -----	31
	4 都道府県調査の結果等 -----	38
	5 監査意見 -----	40

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成26監査年度監査実施計画において監査重点項目を次のとおり設定した。

(1) 収入証紙制度について

地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、奈良県収入証紙条例が昭和39年4月1日から施行され、使用料又は手数料を徴収するために奈良県収入証紙が発行されている。

奈良県収入証紙条例施行後、約50年が経過しており、県への納付方法として定着している。

その一方、時代の変化とともに公金収納のあり方も多様化しており、収入証紙制度の廃止を行った地方公共団体も見受けられるなど、何らかの見直しを行っている地方公共団体も少なくない状況にある。

このことから、現行の収入証紙制度における課題、問題点、見直しに伴うコスト等について検証し、経済性、効率性及び有効性の観点で監査を行う。

(2) 現金管理に係る事務について

県税や使用料等に係る現金収納や支出事務における資金前渡など、多くの所属において、現金の収納や支払、保管等に係る事務処理がなされているところであるが、前年度の監査において、その事務処理において問題となる事例が散見された。

財務事務は、法令等に基づき適正に行われるのは言うまでもないが、特に現金の取扱いに際しては、より厳正で慎重な事務処理を行わなければならない。今後、現金管理が適正に行われるよう監査を行う。

(3) 会計事務の適正化の確認について

会計事務においては、依然として、不適正な事例が散見されることから、今般、会計事務処理の適正化に向けて、会計局を中心に庁内において総合的に検討を進めるための「会計事務適正化プロジェクトチーム」が設置され、適正化のための対策が検討

されている。

会計事務の適正化にあたっては、各所属及び各部局における内部統制が重要であり、その整備を進めるため、上記プロジェクトチームの検討結果に従い、会計事務の適正化について、どのような取組がなされ、チェック機能がどう働いているのか等、監査委員監査においてもフォローアップとして監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成26年11月7日～平成26年12月18日

4 監査対象機関

出先機関の16所属については実地監査、行政委員会の2所属、出先機関の81所属については書面監査を執行した。

所 管 部 局	実地	書面	所 管 部 局	実地	書面
知 事 公 室		4	産 業 ・ 雇 用 振 興 部		3
総 務 部	5	1	農 林 部	4	2
地 域 振 興 部		4	県 土 マ ネ ジ ム ン ト 部	7	1
健 康 福 祉 部		5	ま ち づ くり 推 進 局		5
こ ども ・ 女 性 局		3	教 育 委 員 会		3 3
医 療 政 策 部		5	警 察 本 部		1 2
く ら し 創 造 部		2	行 政 委 員 会		2
景 観 ・ 環 境 局		1	合 計	1 6	8 3

※ 実地監査：監査委員が監査対象部局と対面することにより、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取し行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項			注意事項						意見		合計
	収入	支出	公用車	収入	支出	契約	委託	財産	物品	契約	その他	
総務部	1			1	1			1				4
地域振興部				1		1				1		3
健康福祉部	1									1		2
こども・女性局								1				1
医療政策部						1						1
くらし創造部	1				1							2
景観・環境局					1							1
県土マネジメント部	1		1		1	2			1		2	8
まちづくり推進局						1						1
教育委員会		1		1	9		1		1			13
警察本部				1								1
小計	4	1	1	4	13	5	1	2	2	2	2	37
合計	6			27						4		

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	生活保護費返還金にかかる未収金の回収について	1 吉野福祉事務所
	調定	不動産取得税の課税について	1 中南和県税事務所(旧桜井県税事務所分)
		行政財産使用料の調定について	1 消費生活センター
		道路占用許可及び占用料の調定について	1 郡山土木事務所
支出関係	会計処理	役務費(切手代)の支払について	1 山辺高等学校
公用車	公用車	公用車使用中における事故防止について	1 郡山土木事務所

(イ) 注意事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	県立大学授業料にかかる未収金の回収について	1 県立大学
	調定	個人事業税の課税について	1 桜井県税事務所
		歳入の会計年度について	1 明日香養護学校
		行政財産使用料の徴収について	1 橿原警察署
支出関係	会計処理 *	資金前渡事務について	1 消費生活センター
		支出の相手方の確認について	1 景観・環境総合センター
		印刷費の支払について	1 奈良朱雀高等学校
		公用車の自賠責保険料の支払について	1 奈良養護学校
	予算執行	支出科目について	2 自動車税事務所、郡山土木事務所
	給与・手当	通勤手当の認定について	6 奈良高等学校、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、山辺高等学校、添上高等学校、盲学校
日々雇用職員賃金の支払について		1 十津川高等学校	
契約	契約事務	随意契約の限度額を超えた契約について	4 美術館、郡山保健所、中和土木事務所(旧桜井土木事務所分)、五條土木事務所
		長期継続契約の要件を欠く長期業務委託契約について	1 平城京歴史館
委託	委託事務	委託業務の履行確認について	1 奈良西養護学校
財産	財産管理	公有財産の台帳登載について	2 自動車税事務所、中央こども家庭相談センター
物品	物品管理	備品の管理について	1 宇陀土木事務所
		寄附物品の受納手続について	1 奈良北高等学校

*印は、平成26監査年度における重点項目

(ウ) 意見

項目	内容	件数	対象所属
契約	契約事務	随意契約理由の妥当性について	1 橿原文化会館
		賄材料の購入業者の選定について	1 登美学園
その他	その他	取得した土地の登記について	1 用地対策課
		* 内部統制の強化・充実について	1 郡山土木事務所

*印は、平成26監査年度における重点項目

(3)所属別

ア 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
県土マネジメント部	用地対策課	12月16日	<p>取得した土地の登記について</p> <p>道路事業等で取得した土地について、事業完了後も所有権移転登記がなされていない土地が依然として相当数存在している。未登記となっている土地は、平成8年度以前のものであり、地図訂正を要するもの、相続登記未了のもの等が多く、登記困難または時間を要するものであるが、財産管理上、未登記は不適切な状況である。</p> <p>このような状況を早期に解消するため、予算的、人的措置等の検討などを含めた計画的な未登記の解消対策に努められたい。(意見)</p> <p>【土木事務所の監査での担当課に対する意見】</p>
行政委員会	労働委員会事務局	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	人事委員会事務局	12月16日	同 上

イ 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知事公室	東京事務所	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	旅券事務所	12月16日	同 上
	外国人支援センター	12月16日	同 上
	消防学校	12月16日	同 上
総務部	自治研修所	12月16日	同 上
	奈良県税事務所	12月16日	同 上
	中南和県税事務所(旧高田県税事務所分)	11月17日	同 上
	中南和県税事務所(旧桜井県税事務所分)	11月7日	<p>不動産取得税の課税について</p> <p>不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格が評価されていない等の理由により課税を留保したが、課税保留の状況について定期的に調査や検討を行わなかったため、長期間にわたり課税されていないものが散見された。</p> <p>物件により取得から課税までの期間が異なるのは税の公平性の観点から好ましいものではない。また、課税までの期間が長くなれば、収納時期が遅れるとともに、税収を確保できない危険性も生じることから、今後は、チェック体制の強化を図り、適正な課税事務の処理に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>個人事業税の課税について</p> <p>個人事業税において、課税標準額の算出にあたり事業主控除額を誤ったため、課税しなかった事例が認められた。</p> <p>今後は、チェック体制の強化を図り、適正な課税事務の処理に努めるべきである。(注意事項)</p>
	中南和県税事務所(旧吉野県税)	11月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

	事務所分)		
	自動車税事務所	12月18日	支出科目について 継続車検に係る重量税の支払において、公課費で執行すべきところを誤って需用費（その他）で執行していた事例が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。 （注意事項） 公有財産の台帳登載について 所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登録漏れが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき早急に整理すべきである。 （注意事項）
地域振興部	県立大学	12月16日	県立大学授業料にかかる未収金の回収について 県立大学授業料において未収金の増加が認められた。新たな未収金の発生防止に向けた取組や法的措置の実施、文書による督促・催告、個別指導等により未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 （注意事項）
	美術館	12月16日	随意契約の限度額を超えた契約について パソコン機器の賃貸借にかかる長期継続契約において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約の範囲を超え、見積合わせにより契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。 （注意事項）
	橿原文化会館	12月16日	随意契約理由の妥当性について パーソナルコンピューターの賃貸借について、事務手続きに期日を要した結果、競争入札ではなく随意契約5号を適用し契約を締結している事例が認められた。 今後は、競争入札の方法で適正に契約するよう改善されたい。 （意見）
	図書情報館	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
健康福祉部	吉野福祉事務所	12月16日	生活保護費返還金にかかる未収金の回収について 生活保護費返還金において未収金の大幅な増加が認められた。適切な債権管理を行い、今後も一層、収納の促進に努められたい。 また、平成21年度から不納欠損処理を行っていなかった。当該債権は公法上の債権であることから、消滅時効期間が経過したものにあつては、債権不納欠損処分基準及び関係通知に基づき、適時適正な事務の執行に努められたい。 （指摘事項）
	心身障害者福祉センター	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	12月16日	同上
	筒井寮	12月16日	同上
	登美学園	12月16日	賄材料の購入業者の選定について 賄材料の購入について、契約の相手方に偏りが見受けられた。 価格が変動する賄材料の購入については、特定業者との随意契約となると思われるが、業者の決定方法や選定基準を明確にし、業者選定の透明性及び公

			平性の確保に努められたい。 (意見)
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	12月16日	公有財産の台帳登載について 年度末に取得した建物について、必要書類の遅れから、公有財産異動等報告書の提出を行えず、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登録漏れが認められた。 奈良県公有財産規則に基づき早急に整理すべきである。 (注意事項)
	高田こども家庭相談センター	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	女性センター	12月16日	同 上
医療政策部	郡山保健所	12月16日	随意契約の限度額を超えた契約について 検査業務の委託契約において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約の範囲を超え、見積合わせにより契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
	中和保健所(旧葛城保健所)	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野保健所・内吉野保健所	12月16日	同 上
	保健研究センター	12月16日	同 上
	精神保健福祉センター	12月16日	同 上
くらし創造部	野外活動センター	12月16日	同 上
	消費生活センター	12月16日	行政財産使用料の調定について 行政財産使用許可にかかる使用料について、前回監査でも注意したところであるが、調定日の遅れ及び納期限の誤りが認められた。 奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の納期限については、毎年4月25日までとなっている。今後は内部のチェック体制の整備を図り、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) 資金前渡事務について 公共料金にかかる資金前渡において、支出すべき日を誤ったことにより、振替不能が発生していた。 また、公共料金にかかる資金前渡口座について、2度にわたり通帳記帳を数ヶ月間行っていなかったため、受払について合計金額、合計件数のみの記帳となり、受払の内訳の記帳がされていなかった。 さらに資金前渡職員が備えるべき現金出納簿の記載誤りが複数件認められ、別口座で管理すべき職員給与にかかる資金前渡口座と随時の経費にかかる資金前渡口座を同一口座で管理していた。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)
景観・環境局	景観・環境総合センター	12月16日	負担金等の支出の相手方の確認について 学会参加費に伴う負担金等の支出事務において、学会ではなく委託を受けたという会社に、委任状等

			による確認をせず、支出していた事例が認められた。 今後は、支出の相手方が正当債権者であることを 書面により確認するなど適正な事務処理に努めるべ きである。 (注意事項)
産業・雇用振興部	産業会館	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正 に処理されていると認められた。
	奈良しごとiセ ンター・高田 仕事iセンター	12月16日	同 上
	高等技術専門校	12月16日	同 上
農 林 部	北部農林振興事 務所	12月18日	同 上
	中部農林振興事 務所	11月17日	同 上
	東部農林振興事 務所	11月10日	同 上
	南部農林振興事 務所	11月10日	同 上
	農業研究開発セ ンター（旧農業 総合センター） ・病虫害防除所 ・農業大学校	12月16日	同 上
	森林技術センタ ー	12月16日	同 上
県土マネジメ ント部	奈良土木事務所	12月16日	同 上
	郡山土木事務所	12月18日	道路占用許可及び占用料の調定について 道路占用許可において、許可手続の遅延及び占用 料の調定日の著しい遡及が散見された。また、必要 な調査や手続をとらずに占用料を減額している事例 も認められた。 今後は、行政手続条例及び許認可等事務処理要綱、 奈良県道路占用料に関する条例に基づき適時適正な 事務処理に努めるとともに、内部統制の重要性を認 識のうえチェック体制を強化すべきである。 (指摘事項) 公用車使用中における事故防止について 公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故 の発生が認められた。 自動車事故防止に向けて、職員の安全運転意識の 更なる徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努 めるべきである。 (指摘事項) 支出科目について 用地売買契約書に貼付する収入印紙の代金の支払 において、需用費（その他）で執行すべきところを 誤って役務費で執行していた事例が認められた。今 後は適正な科目で支出すべきである。（注意事項） 内部統制の強化・充実について 今回の監査において、調定事務や支出事務等につ いて不適正な事務処理が多々認められた。事務の執 行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理 するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強 化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に 対処されたい。 (意見)

	高田土木事務所	11月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	中和土木事務所 (旧桜井土木事務所)	11月7日	随意契約の限度額を超えた契約について 河川美化の委託契約において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約の範囲を超え、見積合わせにより契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
	宇陀土木事務所	11月10日	備品の管理について 備品(刈払機6台及び研磨機2台)の管理において、使用後施錠のできない場所に保管する不適切な管理による亡失(盗難)事例が認められた。 当該事件直後より様々な策を講じられているが、引き続き適切な備品管理に努められたい。(注意事項)
	吉野土木事務所	11月26日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	五條土木事務所	11月26日	随意契約の限度額を超えた契約について 原材料の購入において、奈良県契約規則第16条第1項に定める随意契約の範囲を超え、見積合わせにより随意契約を締結している事例が認められた。 今後は奈良県契約規則を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)
	流域下水道センター	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
まちづくり推進局	奈良公園事務所 ・奈良公園シルクロード交流館	12月16日	同 上
	新公会堂	12月16日	同 上
	馬見丘陵公園館	12月16日	同 上
	平城京歴史館	12月16日	長期継続契約の要件を欠く長期業務委託契約について 自家用電気工作物保安管理業務委託において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(以下「条例」という。)&及び同条例施行規則(以下「規則」という。)に定められた長期継続契約を締結できる契約に該当しないにも関わらず、3カ年の長期継続契約を締結している事例が認められた。 今後は、条例、規則及び関係通知に基づき、適正な契約を締結されたい。(注意事項)
	県営住宅管理事務所	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	奈良朱雀高等学校	12月16日	印刷費の支払について 印刷物の購入において、支払が完了していたにもかかわらず、未払と誤認し再度支払手続きを行い、当該年度決算終了後に事実が判明し戻入していた事例が認められた。 今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)
	奈良高等学校	12月16日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の支給不足及び2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意

		すべきである。 (注意事項)
西の京高等学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
平城高等学校	12月16日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
登美ヶ丘高等学校	12月16日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
山辺高等学校	12月16日	役務費(切手代)の支払について 平成25年11月18日に購入し、平成25年度予算で支出すべきであった郵便切手代について、支払漏れが認められた。 平成26年度で支払うこととなったが、過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則の例外である。請求を受けた後は速やかに、かつ確実な支払に努めるとともに、地方自治法、会計規則及び関係通知に基づき適正に処理すべきである。 (指摘事項) 通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
生駒高等学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良北高等学校	12月16日	寄附物品の受納手続について 寄附された物品にかかる受納手続について、卒業生保護者代表から体育館壇上で使用する物品5点の寄附申込を受けたが、教育委員会への協議等、必要な手続を経ていない事例が認められた。 今後、寄附の受納により物品を取得する場合は、奈良県会計規則及び関係通知等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
大和中央高等学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
法隆寺国際高等学校	12月16日	同 上
添上高等学校	12月16日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
磯城野高等学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
橿原高等学校	12月16日	同 上
奈良情報商業高等学校	12月16日	同 上
桜井高等学校	12月16日	同 上
大宇陀高等学校	12月16日	同 上
榛生昇陽高等学	12月16日	同 上

校		
大和広陵高等学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
高田高等学校	12月16日	同 上
御所実業高等学校	12月16日	同 上
青翔高等学校	12月16日	同 上
大淀高等学校	12月16日	同 上
五條高等学校	12月16日	同 上
十津川高等学校	12月16日	日々雇用職員賃金の支払について 日々雇用職員賃金の支払について、日々雇用職員取扱要領で定める支払日を遅延している事例が認められた。適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)
盲学校	12月16日	通勤手当の認定について 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)
ろう学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
奈良養護学校	12月16日	公用車の自賠責保険料の支払について 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)
奈良西養護学校	12月16日	委託契約における履行確認について 業務委託契約において、契約書に定めている実績報告書を受託業者から提出させていなかったため、書面による履行確認及び完了検査の報告がなされていない事例が認められた。 今後は契約書に基づく提出書類の確認を徹底し、適正な履行確認及び完了検査に努められたい。 (注意事項)
二階堂養護学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
高等養護学校	12月16日	同 上
明日香養護学校	12月16日	歳入の会計年度について 嘱託職員の雇用保険料本人負担分について、平成25年度の保険料を平成24年度歳入として調定を行っている事例が認められた。 今後は、会計年度独立の原則を遵守し、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど実効性のある内部統制を整備し、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)
西和養護学校	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
大淀養護学校	12月16日	同 上
警察本部		
奈良警察署	12月16日	同 上
奈良西警察署	12月16日	同 上
生駒警察署	12月16日	同 上
郡山警察署	12月16日	同 上
西和警察署	12月16日	同 上

天理警察署	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
桜井警察署	12月16日	同 上
桜井警察署 (旧宇陀警察署)	12月16日	同 上
橿原警察署	12月16日	行政財産使用料の徴収について 行政財産使用許可にかかる使用料の1年分が徴収されていない事例が認められた。 今後は、適時に調定を行うとともに徴収事務について適切な事務処理を行うべきである。(注意事項)
香芝警察署	12月16日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
五條警察署	12月16日	同 上
吉野警察署 (旧中吉野警察署)	12月16日	同 上

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

2 監査実施状況

(単位：団体)

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
5	2	3	10

3 監査の結果

(1) 指摘等件数

指摘	注意	意見	合計
4	11	4	19

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘

項目	内容	件数	対象団体
委託事務	委託契約の税の取扱いについて	1	(公財) 奈良県地域産業振興センター
	委託契約書の作成について	1	奈良県職業能力開発協会
決算	財務諸表の注記への記載について	1	(一財) 奈良県ビジターズビューロー
その他	「指定管理に関する基本協定書」に基づく業務の適正な履行について	1	障害福祉課 (指定管理施設の所管課)

(イ) 注意

項目	内容	件数	対象団体
収納管理	設備貸与事業等にかかる未収金の回収について	1	(公財)奈良県地域産業振興センター
会計処理	法人所有車の自賠責保険料の支払について	2	(公財)奈良県地域産業振興センター、 奈良県職業能力開発協会
	会計帳簿の整備等について	1	(公財)奈良県地域産業振興センター
	現金出納簿の作成について	1	(公財)奈良県生活衛生営業指導センター
	規程に沿った事務の執行について	1	(一財)奈良県ビジターズビューロー
委託事務	競争入札による契約締結について	1	奈良県職業能力開発協会
工事	会計年度をまたがる工事について	1	(一財)奈良県健康づくり財団
財産	公有財産の台帳登載について	1	流域下水道センター（指定管理施設の財産の所管課）
決算	貸借対照表及び財務諸表の注記への記載について	1	(一社)奈良県畜産会
その他	「指定管理に関する基本協定書」に基づく業務の適正な履行について	1	(一社)奈良県聴覚障害者協会

(ウ) 意見

項目	内容	件数	対象団体
収納管理	現金の取扱いについて	1	奈良県職業能力開発協会
会計処理	寄託金の取扱いについて	1	(一社)奈良県畜産会
	(一社)奈良県畜産会への寄託金の取扱いについて	1	畜産課（出資団体の所管課）
その他	給与規程の見直しについて	1	(一財)奈良県健康づくり財団

(3) 団体別

団体名	公益財団法人 奈良県地域産業振興センター	実施年月日	平成27年1月14日
-----	-------------------------	-------	------------

ア、団体の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,175,637,658	流動負債	706,659,412
現金預金	596,610,563	短期借入金	539,661,000
割賦設備	823,357,000	未払金	158,777,476
リース投資資産	590,631,850	短期預り金	6,882,456
割賦販売未収金	139,832,914	返還金	1,338,480
割賦設備未収損害賠償金	189,873,907	固定負債	4,367,782,370
リース料未収金	23,866,824	長期借入金	3,982,805,500
リース未収規定損害金	78,571,232	長期預り金	45,141,033
貸倒引当金	△ 278,605,000	退職給付引当金	94,938,624
未収金	7,291,479	保険金返還引当金	59,720,358
立替金	13,440	損失補償金返還引当金	1,214,270
未収収益	4,193,449	共済年金引当金	3,640,140
固定資産	3,498,330,439	リース設備引揚準備金	1,989,450
基本財産	5,000,000	割賦設備預り保証金	178,332,995
特定資産	3,175,121,231	負債合計	5,074,441,782
その他固定資産	318,209,208	指定正味財産	391,491,938
		一般正味財産	208,034,377
		正味財産合計	599,526,315
合 計	5,673,968,097	合 計	5,673,968,097

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日
至 平成26年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	1,047,924,392	経常費用	1,034,089,304
基本財産運用益	17,001	事業費	1,005,634,399
特定資産運用益	38,434,747	管理費	28,454,905
事業収益	777,476,815	投資有価証券評価損	675,350
設備貸与事業収益	777,356,815	経常外費用	0
設備資金貸付事業収益	120,000		
受取補助金等	73,432,520		
受取負担金	460,000		
受取寄付金	36,393,222		
雑収益	1,604,372		
引当金戻入益	120,105,715		
経常外収益	0		
合 計	1,047,924,392	合 計	1,034,764,654
		一般正味財産増減額	13,159,738

ウ、県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 5,000,000円で全額県の出資

(イ) 平成25年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金	72,685,520円
奈良県地域産業振興センター専門家派遣事業補助金	144,000円
設備資金貸付事業補助金	603,000円

監査結果

委託契約の税の取扱いについて（指摘）

委託契約の支出の際、所得税の源泉徴収を行っていなかった事例、及び契約書に収入印紙が貼付されてなかった事例が認められた。

今後は、所得税法及び印紙税法に基づき適正に処理を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。

法人所有車の自賠責保険料の支払について（注意）

法人所有車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。

自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。

会計帳簿の整備等について（注意）

法人会計規程に定められた会計帳簿の一部（補助簿）が整備されていなかった事例、及び物品の棚卸しにおいて会計責任者の立ち会いがなく、その報告書が作成されていなかった事例が認められた。法人の財産状況を的確に把握するのに会計帳簿の整備、棚卸しの報告書は必要不可欠である。

今後は、会計規程に基づき適正に処理を行うとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。

設備貸与事業等にかかる未収金の回収について（注意）

設備貸与事業等において、前回監査以降も毎年未収金が増加している。債務者への電話・訪問・催告状発送、連帯保証人への内容証明郵便発送、債権管理台帳の詳細な記帳等、相当程度の取組は認められるものの、残額が大きいので、今後も引き続き、新たな未収金の発生を防止するとともに、回収に向けた取組を一層強化されたい。

団体名	公益財団法人 奈良県生活衛生営業指導センター	実施年月日	平成27年1月14日
-----	---------------------------	-------	------------

ア、団体の目的

奈良県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律「昭和32年法律第164号」第2条第1項各号に掲げる営業）の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,269,622	流動負債	291,152
現金預金	6,254,622	未払金	253,022
仮払金	15,000	預り金	38,130
固定資産	4,757,574	負債合計	291,152
基本財産	4,100,000	指定正味財産	4,100,000
その他固定資産	657,574	一般正味財産	6,636,044
		正味財産合計	10,736,044
合 計	11,027,196	合 計	11,027,196

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	20,693,996	経常費用	20,989,170
基本財産運用益	865	事業費	20,752,228
受取補助金	18,070,000	管理費	236,942
事業収益	1,731,706		
受取寄付金	800,000		
雑収益	91,425		
合 計	20,693,996	合 計	20,989,170
		一般正味財産増減額	△ 295,174

ウ、県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 4,100,000円のうち2,000,000円（48.8%）が県の出捐

(イ) 平成25年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県生活衛生関係営業対策事業補助金	16,892,000円
奈良県生活衛生関係適正営業促進事業補助金	1,178,000円

監査結果

現金出納簿の作成について（注意）

報償費の支払において、経理出納事務担当者が備えるべき現金出納簿が作成されていなかった。

今後は法人会計処理規程に基づき、現金出納簿を作成し、適正な現金の管理をすべきである。

団体名	一般社団法人 奈良県畜産会	実施年月日	平成27年1月16日
-----	---------------	-------	------------

ア、団体の目的

畜産業を営む者及びその者が組織する団体の経営及び運営の指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導、肥育牛の経営補填金及び肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進して畜産の振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供することを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,928,161	流動負債	8,554,849
現金預金	10,002,691	事業未払金	2,707,561
事業未収金	4,866,337	その他未払金	225,402
その他未収金	59,133	事業預り金	4,664
		その他預り金	253,222
固定資産	245,043,197	肥育牛仮受金	5,364,000
特定資産	240,943,197	固定負債	240,943,197
その他固定資産	4,100,000		
		負債合計	249,498,046
		指定正味財産	0
		一般正味財産	10,473,312
		正味財産合計	10,473,312
合 計	259,971,358	合 計	259,971,358

正味財産増減計算書（一般会計）

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

（単位：円）

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	29,247,611	経常費用	30,151,098
特定資産運用益	11,474	受託事業	4,775,417
受取会費	2,625,000	補助金事業	20,365,652
受託事業収益	4,702,821	単独事業	574,578
受取補助金等	19,537,480	管理費	4,435,451
受取収益	2,152,100	経常外費用	11,474
雑収益	82,186		
他会計からの繰入額	136,550		
経常外収益	0		
合 計	29,247,611	合 計	30,162,572
		一般正味財産増減額	△ 914,961

正味財産増減計算書（特別会計）

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

（単位：円）

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	332,614,338	経常費用	332,614,338
特定資産運用益	283,773	補助金事業	16,818,200
基金運用益	15,284	他会計への繰出額	136,550
受取補助金等	96,787,250	基金繰入額	129,463,157
基金取崩額	203,358,031	返戻金費用	186,196,431
生産者積立金	32,170,000		
合 計	332,614,338	合 計	332,614,338
		一般正味財産増減額	0

ウ、県の財政的援助等の状況

寄託金76,160,000円のうち、38,000,000円（49.9%）が県の出捐

監査結果

貸借対照表及び財務諸表の注記への記載について（注意）

貸借対照表において、少額であるが資産として計上されていないものや、財務諸表に注記しなければならない事項について記載されていないものが認められた。

今後、財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準等に基づき慎重かつ適切に処理されたい。

寄託金の取扱いについて（意見）

奈良県畜産会では、県からの寄託金を返還義務のあるものとして貸借対照表上に負債計上している。一方、県では寄託金を債権ではなく、返還義務のない出資によ

る権利として公有財産で管理しており、奈良県畜産会と県において、寄託金の取扱いに相違が見られる。

については、県と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。

<出資団体を所管する畜産課に対する意見>

奈良県畜産会への寄託金の取扱いについて（意見）

奈良県畜産会において、県からの寄託金が返還義務のあるものとして貸借対照表上に負債計上されていた。一方、県では寄託金を債権ではなく、返還義務のない出資による権利として公有財産で管理しており、県と奈良県畜産会において、寄託金の取扱いに相違が見られる。

については、奈良県畜産会と協議のうえ、統一した取扱いとされたい。

団体名	一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー	実施年月日	平成27年1月14日
-----	-------------------------	-------	------------

ア、団体の目的

奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

イ、財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	45,168,896	流動負債	27,640,530
現金預金	40,858,044	未払金	21,199,879
その他流動資産	4,310,852	前受金	136,500
未収金	3,550,187	前受会費	4,338,000
前払金	186,865	預り金	1,108,757
奈良県収入証紙	573,800	借受金	500
固定資産	220,700,000	賞与引当金	856,894
基本財産	218,500,000	負債合計	27,640,530
その他固定資産	2,200,000	指定正味財産	218,500,000
		一般正味財産	19,728,366
		正味財産合計	238,228,366
合 計	265,868,896	合 計	265,868,896

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	170,060,766	経常費用	170,170,130
基本財産運用収益	2,616,404	事業費	140,764,522
会費収益	11,585,000	管理費	29,405,608
事業収益	12,940,350		
補助金等収益	97,972,895		
負担金等収益	43,742,500		
雑収益	203,617		
一般会計からの繰入金収益	1,000,000		
合 計	170,060,766	合 計	170,170,130
		一般正味財産増減額	△ 109,364

ウ、県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産218,500,000円のうち、162,500,000円(74.4%)が県の出捐
 (イ) 平成25年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	50,179,838円
奈良公園観光インフォメーションセンター運営補助金	610,000円
全国広域観光振興支援事業補助金	1,500,000円
商品企画支援事業補助金	2,335,000円
コンベンション開催支援事業補助金	5,000,000円
コンベンション誘致支援事業補助金	3,738,000円
コンベンション誘致強化事業補助金	1,201,680円
オフ期対策事業補助金	1,000,000円
修学旅行誘致促進事業補助金	400,279円
オフシーズンのスポーツを活用した宿泊推進事業補助金	1,150,000円
大和路アーカイブ管理運営補助金	7,008,098円

監査結果

財務諸表の注記への記載について(指摘)

財務諸表の注記において、多額な基本財産残高表示の記載誤りや、注記しなければならない事項について記載されていないものが認められた。

今後、財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準等に基づき慎重かつ適切に処理されたい。

規程に沿った事務の執行について(注意)

収納現金、現金出納簿の処理及び住居手当の支給において、当該法人の会計処理規程等に沿って執行されていない事例が認められた。

今後は、法人諸規程に沿って適正な事務の執行を行うとともに、現金の取扱いについても十分留意されたい。

団体名	一般財団法人 奈良県健康づくり財団	実施年月日	平成27年1月20日
-----	----------------------	-------	------------

ア、団体の目的

奈良県民の総合的な健康づくりと保健並びに地域医療の推進を図るとともに、がんに関する知識の普及啓発に努め、公衆衛生の向上、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ・ 疾病の予防及び早期発見に必要な各種健康診断の実施
- ・ 健康相談及び保険指導の実施
- ・ 各種がん検診の実施
- ・ がんに関する知識の普及啓発に関すること
- ・ 公益財団法人日本対がん協会から委任された事項
- ・ 奈良県健康づくりセンターの管理運営
- ・ その他この法人の目的達成に必要な事業

イ、財務の状況

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	375,135,607	流動負債	52,536,614
現金預金	319,347,767	未払金	32,230,203
未収金	55,787,840	預り金	2,398,111
		未払税金	17,908,300
固定資産	207,001,137	負債合計	52,536,614
付属設備	44,875,459		
車両運搬具	94,310,186	指定正味財産	0
什器備品	18,647,921	一般正味財産	529,600,130
積立保険等	35,667,571	正味財産合計	529,600,130
基本財産	13,500,000		
合 計	582,136,744	合 計	582,136,744

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(単位：円)

収 益		費 用	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	832,041,548	経常費用	781,866,042
健診収入	829,903,074	事業費	755,331,735
寄付金収入	1,358,809	管理費	26,534,307
その他収入	779,665		
合 計	832,041,548	合 計	781,866,042
		一般正味財産増減額	50,175,506

ウ、県の財政的援助等の状況

基本財産13,500,000円のうち、5,000,000円（37.0%）が県の出捐

監査結果

会計年度をまたがる工事について(注意)

改装工事において、履行期間が平成25年3月29日から平成25年4月20日であるにもかかわらず、平成24年度予算で執行しており、かつ、継続費として理事会の承認を得ていない事例が認められた。

法人会計規程第5条では、工事請負費等の支出の会計所属年度について、当該行為の履行のあった日の属する年度と規定している。また第11条では、年度内に完成できないものの経費については、理事会の承認を得て、これを継続費とすることができると規定されていることから、今後は、会計規程に則り適正な事務処理に努められたい。

給与規程の見直しについて(意見)

日々雇用職員の通勤手当について、内規にて通勤距離が片道2キロメートル未満の者に対しても支給対象としているが、本来は給与規程を改正して明確にすることが望ましいので、早急に見直しを検討されたい。

団体名	奈良県職業能力開発協会	実施年月日	平成27年1月16日
-----	-------------	-------	------------

ア、補助金を交付した団体の目的

職業能力開発促進法に定める、職業能力開発協会の基本理念実現のため、職業能力の開発に関する自主的な活動を行うこと等により職業能力の開発の促進を図ることを目的とする。

イ、補助金の交付状況

平成25年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県職業能力開発協会費補助金	15,616,926円
奈良技能フェスティバル開催事業補助金	929,000円

監査結果

委託契約書の作成について(指摘)

会計規程の定めから契約書作成を省略できない委託について、契約書が作成されていない事例が認められた。

合意内容の明確化や紛争の防止等のために契約書の作成は不可欠である。

今後は、法人会計規程に基づき適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。

競争入札による契約締結について（注意）

当該法人会計規程上、一般競争入札に付さなければならない委託について、随意契約による方法で契約していた事例が認められた。

今後は、会計規程に基づき適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化し事務処理に万全を期すべきである。

法人所有車の自賠責保険料の支払について（注意）

法人所有車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。

自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。

現金の取扱いについて（意見）

収納した現金を直ちに口座へ入金せず、小口現金経費の一部にあてていた事例が認められた。

それぞれの入金や支出事務について、伝票処理自体に誤り等はなかったものの、誤謬等の誘因となる恐れがあることから、入金されたものと支出用の資金は区分し、現金出納簿についても収納用の現金出納簿と支出用の現金出納簿を別に作成すること、また、盗難などのリスク低減のため、小口現金保有限度額を設定することなど、現金管理を的確に行えるスキームを構築されるよう検討されたい。

団体名	奈良県防災行政無線運営協議会	実施年月日	平成27年1月14日
-----	----------------	-------	------------

ア、補助金を交付した団体の目的

奈良県防災行政無線の円滑な運営及び管理を図ることを目的とする。

イ、補助金の交付状況

平成25年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県防災行政無線運営協議会負担金 73,151,610円

監査結果

補助等にかかる出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	一般社団法人 奈良県聴覚障害者協会	実施年月日	平成27年1月20日
-----	----------------------	-------	------------

ア、公の施設の指定管理の状況

- (ア) 公の施設名 奈良県聴覚障害者支援センター
- (イ) 指定管理業務の主な内容
- ・奈良県聴覚障害者支援センター条例第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ・奈良県聴覚障害者支援センターの施設等の維持管理に関する業務
 - ・奈良県聴覚障害者支援センターの利用の促進に関する業務
- (ウ) 指定期間 平成24年9月1日～平成29年3月31日
- (エ) 指定管理委託料 28,908,000円（平成25年度）

監査結果

「指定管理に関する基本協定書」に基づく業務の適正な履行について（注意）

「奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理に関する基本協定書」において、指定管理者が分担するとされている業務の一部（施設等の保守点検及び維持管理、施設管理者賠償責任保険への加入）が実施されていなかった。

今後は、所管課との協議を十分行い、「指定管理に関する基本協定書」に基づき適正な業務の履行に努められたい。

<施設を所管する障害福祉課に対する指摘>

「指定管理に関する基本協定書」に基づく業務の適正な履行について（指摘）

「奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理に関する基本協定書」において、施設等の保守点検及び維持管理、施設管理者賠償責任保険への加入は、指定管理者が分担するとされているが、障害福祉課が作成する年間業務計画書様式に当該部分が含まれておらず、安全管理につながるこれらの業務が実施されていなかった。

今後は、基本協定書第5条に規程する施設等の維持管理に関する業務について協議を十分行い、これらの業務について年間業務計画書に記載させ、事業実績報告書にも記載を求める等、指定管理者の業務の確実な履行について指導を徹底されたい。

団体名	サンアメニティ・Real Style 共同事業体	実施年月日	平成27年1月20日
-----	-----------------------------	-------	------------

ア、公の施設の指定管理の状況

- (ア) 公の施設名 奈良県第二浄化センタースポーツ広場
- (イ) 指定管理業務の主な内容
- ・スポーツ広場条例第2条に規定する施設の使用の承認に関する業務
 - ・スポーツ広場条例第3条の規定による施設の使用承認の取消し等に関する業務
 - ・スポーツ広場の利用にかかる料金の収受に関する業務
 - ・スポーツ広場の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - ・スポーツ広場の利用の促進に関する業務
- (ウ) 指定期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日
- (エ) 指定管理委託料 11,940,000円（平成25年度）

監査結果

<施設の財産を所管する流域下水道センターに対する注意>

公有財産の台帳登載について（注意）

所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳への登載漏れが認められた。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。

団体名	株式会社 東急コミュニティー 西日本事業部	実施年月日	平成27年1月16日
-----	--------------------------	-------	------------

ア、公の施設の指定管理の状況

- (ア) 公の施設名 県営住宅天理団地・橿原団地・坊城団地・纏向団地
- (イ) 指定管理業務の主な内容
- 県営住宅天理団地・橿原団地・坊城団地・纏向団地の管理・運営に関すること
- ・入居者の公募並びに入居及び退去の手続に関する業務
 - ・入居者への指導及び連絡に関する業務
 - ・家賃等の収納に関する業務
 - ・施設の維持修繕に関する業務
 - ・施設の保守管理に関する業務
- (ウ) 指定期間 平成22年4月1日～平成27年3月31日
- (エ) 指定管理委託料 121,825,464円（平成25年度）

監査結果

公の施設の管理委託にかかる出納その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

第3 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

収入証紙制度について

(2) 監査の目的

地方自治法（昭和22年4月法律第67号。以下「法」という。）第231条の2第1項の規定に基づき、奈良県収入証紙条例（昭和39年3月奈良県条例第37号。以下「条例」という。）が昭和39年4月1日から施行され、使用料又は手数料を徴収するために奈良県収入証紙（以下「証紙」という。）が発行されている。

条例施行後、約50年が経過しており、県への納付方法として定着している。

その一方、時代の変化とともに公金収納のあり方も多様化しており、少数であるが収入証紙制度の廃止を行った地方公共団体も見受けられる。また、多くの地方公共団体が何らかの見直しを行っている状況にある。

このことから、現行の収入証紙制度における課題、問題点、見直しに伴うコスト等について検証し、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

(3) 監査対象事務

- ア 証紙による収納事務
- イ 証紙の制度維持に伴う経費等の支払事務
- ウ 証紙の管理

(4) 監査対象機関

平成24年度において、証紙による収納事務を行った全ての機関及び会計局

(5) 監査の実施時期

平成25年12月から平成27年2月までの期間に実施した。

(6) 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書及び関係資料の提出を求めるとともに、必要に応じ聞き取り調査を行った。

(7) 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の項目を主な着眼点とした。

- ア 申請者等にとって、納付方法の利便性は確保されているか。
- イ 証紙収入に係る事務は、効率的であるか。
- ウ 証紙の管理は適正に行われているか。
- エ 証紙収入に係る事務は、適正に行われているか。
- オ 証紙収入と制度維持に係る諸経費とのバランスは適正か。
- カ 都道府県における収入証紙制度の見直しに伴う申請者等の利便性の確保及びコストはどうか。

2 収入証紙制度の概要

(1) 本県における収入証紙制度

ア 収入証紙制度

収入証紙制度とは、現金以外の収入方法の一つで、県が印刷する証紙を県が指定する売りさばき人を通して申請者等が購入し、申請書等に貼付することにより手数料等を納付する制度をいう。

イ 導入の背景

収入証紙制度が導入された背景について、新版逐条地方自治法<第7次改訂版>（松本英昭著）によると「歳入の収納は、現金で行うのが昭和38年の改正前においては原則であったが、現金主義の建前を固執することは、住民にとっても普通地方公共団体にとっても非常に不便をきたす場合があった。改正前において現金主義の例外的取扱いを認めた明確な規定がなかったにもかかわらず、大多数の普通地方公共団体が必要に迫られて昭和38年の改正前の令第148条ただし書の規定中「納額告知書又は納付書により難しいもの」を根拠として規則の定めるところにより証紙による収入の方法を採用していたが、昭和38年の改正により、証紙のほか、口座振替及び証券による収入の方法が制度に明定された。」とある。

本県においては、条例が昭和39年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されている。

(2) 証紙により徴収する手数料等

ア 証紙により徴収する手数料等

証紙により徴収する手数料等は、個別の条例で定められている使用料及び手数料のうち奈良県収入証紙条例施行規則（昭和39年3月奈良県規則第66号。以下「規則」という。）で定められているもの及び狩猟税である。

イ 証紙による納付方法

証紙により納付する手数料等は、納付額に相当する額の証紙を申請書等にはり付けて提出することにより納付することとされている。

(3) 証紙の売りさばき

ア 売りさばき人の指定

条例第5条第1項で、「証紙は、知事の指定する売りさばき人（以下「指定売りさばき人」という。）において売りさばくものとする。」と規定されている。

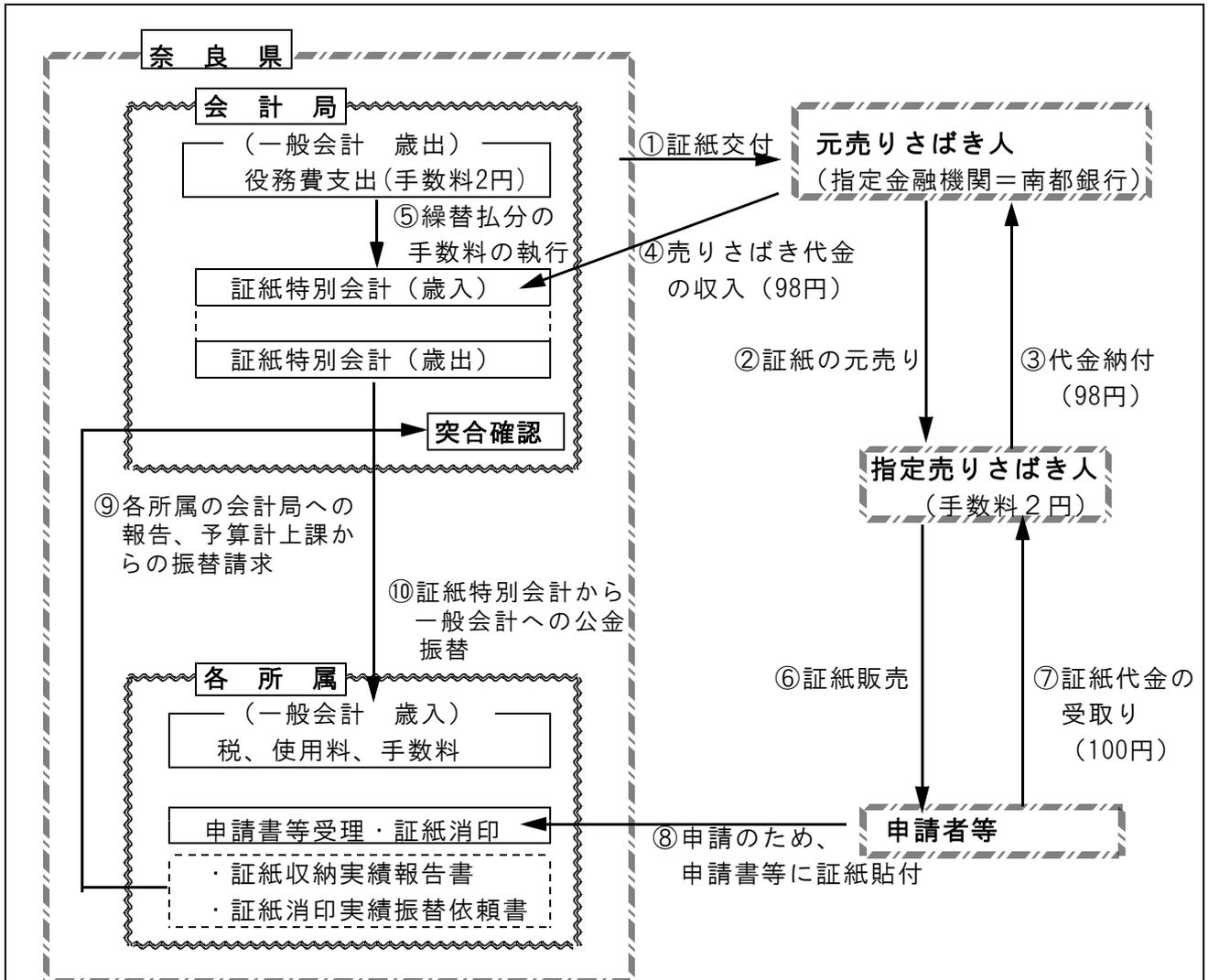
また、指定売りさばき人を指定したとき、指定を取り消したときは、直ちに告示しなければならないとしている。

イ 元売りさばき人

規則第9条第2項で、「指定売りさばき人に対する証紙の交付は、指定金融機関において行うものとする。」と規定されており、本県の指定金融機関である株式会社南都銀行が指定売りさばき人に証紙の交付を行っている。

(4) 経理略図と証紙の流れ

本県の証紙による収納方法の経理概略と証紙の流れを図示すると以下のとおりとなる。



※ 丸番号は事務処理の順番を示す（証紙の券種は100円、手数料率は2%として例示している）

- ① 証紙交付
- ② 証紙の元売り
- ③ 代金納付（2円繰替払のため、98円が納付される）
- ④ 売りさばき代金の収入（98円）
- ⑤ 繰替払分の手数料（2円）の執行 ※これで証紙特別会計に100円の収入
- ⑥ 証紙販売
- ⑦ 証紙代金受取り（100円を受領）
- ⑧ 申請のため申請書等に証紙貼付
- ⑨ 各所属の会計局への報告、予算計上課からの振替請求
- ⑩ 証紙特別会計から一般会計への公金振替（ここで一般会計当該科目での収入となる）

3 監査の結果

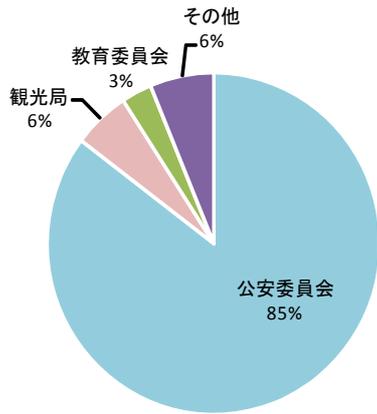
(1) 部局別証紙収納実績（平成24年度）

平成24年度の部局別証紙収納実績は、次のとおりである。
 証紙収納件数、証紙収納金額ともに公安委員会が最も多い状況であった。
 なお、件数、金額は監査対象機関から提出された監査調書に基づき集計したものである。

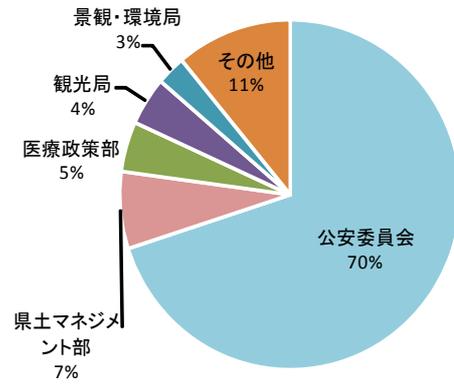
(単位：件、円)

部局名	証紙収納 機関数	証紙収納件数		証紙収納金額		証紙収納の主な手数料等	
		件数	順位	金額	順位		
知事公室	1	4,615	7	14,251,400	12	危険物取扱者関係手数料 消防設備士関係手数料	
総務部	9	12,569	4	23,338,100	10	狩猟税 納税証明手数料	
地域振興部	2	22	15	66,400	15	地域振興関係証明事務手数料	
観光局	3	46,761	2	92,089,400	4	旅券発給申請手数料	
健康福祉部	5	1,936	12	12,844,500	13	介護保険事業者指定等手数料 介護サービス情報調査手数料 健康福祉関係証明事務手数料	
こども・女性局	4	520	14	260,000	14	健康福祉関係証明事務手数料	
医療政策部	10	10,686	5	95,802,230	3	食品営業許可申請手数料 一般用医薬品登録販売者試験等手数料 保健所手数料	
くらし創造部	4	3,622	10	36,845,854	9	榎原公苑使用料	
景観・環境局	4	1,483	13	56,770,400	5	産業廃棄物処理業許可申請手数料	
産業・雇用振興部	3	4,387	8	39,358,050	7	工業技術センター使用料 中小企業会館使用料 火薬ガス関係手数料	
農林部	10	4,170	9	17,211,555	11	家畜保健衛生所関係手数料 狩猟免許審査手数料 狩猟登録手数料	
県土マネジメント部	12	5,435	6	146,796,590	2	建設業許可手数料 経営事項審査事務手数料 開発行為許可手数料	
まちづくり推進局	3	3,226	11	37,824,850	8	長期優良住宅建築等計画認定手数料 宅地建物取引業者免許申請手数料 宅地建物取引主任者登録手数料	
教育委員会	39	25,132	3	44,835,080	6	高等学校入学考査料 教育職員免許検定手数料 学校証明手数料	
公安委員会	20	724,027	1	1,443,635,960	1	自動車運転免許証等交付手数料 自動車運転免許者講習手数料 自動車保管場所証明等手数料	
合計	129	848,591		2,061,930,369			
内 訳	本 庁	46	487,533	57%	1,288,126,650	62%	
	出 先	83	361,058	43%	773,803,719	38%	

H24証紙収納実績件数部局別割合



H24証紙収納実績金額部局別割合



(2) 証紙売りさばき所の状況

ア 市町村別売りさばき所数一覧（平成26年12月1日現在）

市町村別の売りさばき所の設置状況は、次のとおりである。
 なお、売りさばき所のない県内町村は、12町村であった。

市町村	売りさばき所数	左の内訳		
		金融機関	証紙収納 機関と 同一敷地	その他
奈良市	34	13	9	12
大和高田市	9	2	3	4
大和郡山市	6	2	3	1
天理市	4	2	1	1
橿原市	12	2	5	5
桜井市	8	3	2	3
五條市	4	2	2	
御所市	2	1	1	
生駒市	2	1	1	
香芝市	5	2	1	2
葛城市	2	2		
宇陀市	5	2	2	1
山辺郡				
山添村	0			
生駒郡				
平群町	1	1		
三郷町	0			
斑鳩町	1	1		
安堵町	1			1
磯城郡				
川西町	0			
三宅町	0			
田原本町	2	1	1	
宇陀郡				
曾爾村	0			
御杖村	0			
高市郡				
高取町	2	1		1
明日香村	1	1		
北葛城郡				
上牧町	0			
王寺町	4	2	1	1
広陵町	0			
河合町	1	1		
吉野郡				
吉野町	3	1	1	1
大淀町	2	1	1	
下市町	3	1	1	1
黒滝村	0			
天川村	0			
野迫川村	0			
十津川村	3	1	1	1
下北山村	1	1		
上北山村	0			
川上村	1	1		
東吉野村	1	1		
県外				
大阪市	1	1		
東京都	1	1		
合計	122	51	36	35

イ 各証紙収納機関の最寄りの売りさばき所の状況

各証紙収納機関の最寄りの売りさばき所の状況は、次のとおりである。
 なお、監査対象機関から提出された監査調書に基づき集計したものである。

○同一敷地内にある機関・・・75機関（58%）

主な機関 ※（ ）は売りさばき所

- ・本庁（（一財）奈良県職員互助会）
- ・警察本部運転免許課、各警察署（（一財）奈良県交通安全協会）
- ・各保健所（食品衛生協会）

○同一敷地内にない機関・・・54機関（42%）

※うち最寄りの売りさばき所が金融機関である機関・・・42機関

※往復徒歩10分超の41機関中、31機関が県立学校

市町村名 (機関の所在地)		機関数	内訳	
			所要時間(往復徒歩)	
			10分以内	10分超
奈良市		10	3	7
大和高田市		3	3	0
大和郡山市		7	1	6
天理市		2	0	2
橿原市		4	1	3
桜井市		3	0	3
五條市		2	0	2
御所市		3	0	3
生駒市		2	0	2
香芝市		1	0	1
宇陀市		4	2	2
生駒郡	三郷町	1	0	1
	斑鳩町	1	0	1
磯城郡	田原本町	2	1	1
高市郡	高取町	2	0	2
北葛城郡	王寺町	1	0	1
	広陵町	1	0	1
吉野郡	吉野町	3	1	2
	大淀町	1	1	0
	十津川村	1	0	1
計		54	13	41
(全129機関に占める割合)		(42%)	(10%)	(32%)

(3) 証紙未購入者等への対応状況

証紙未購入者が来庁した際の対応について、現金で受け取り、職員が証紙を購入して申請書等に貼付していると回答のあった機関は、11機関（9%）あったが、売りさばき所が同一敷地内にない出先機関が多かった。

また、県外居住者で証紙の購入ができない者への対応について、現金または普通為替証書または定額小為替証書で受け取り職員が証紙を購入して申請書等に貼付していると回答のあった機関は、本庁11機関、出先機関20機関の合計31機関（24%）であった。

さらには、各機関のホームページを確認したところ、申請書を郵送する場合、普通為替証書または定額小為替証書でも受領する旨の記載が16機関（12%）で認められた。

(4) 証紙に係る経費の状況

ア 証紙の種類

証紙の種類は条例で規定されており、次の11種類である。

1円、5円、10円、50円、100円、300円、500円、1,000円、3,000円、5,000円、10,000円

また、証紙の形式は規則で規定されており、本県独自の図柄となっている。

イ 証紙の印刷及び管理

証紙の印刷発注は、会計局において行われている。

証紙は会計局で保管されており、元売りさばき人からの請求により証紙を交付している。

会計局及び元売りさばき人における在庫数と年間交付枚数を把握し、次期印刷納品時まで在庫不足に陥らないよう必要枚数を年1回独立行政法人国立印刷局に発注している。

平成24年度の証紙の印刷発注状況については次のとおりであり、1円及び5円を除く9種類の証紙を発注していた。

券種	発注枚数	券種	発注枚数
10円	30,000枚	1,000円	1,120,000枚
50円	335,000枚	3,000円	120,000枚
100円	640,000枚	5,000円	35,000枚
300円	250,000枚	10,000円	75,000枚
500円	565,000枚	合計	3,170,000枚

なお、会計局における在庫管理については適切に行われていた。

ウ 売りさばき手数料率等

元売りさばき人及び指定売りさばき人への手数料については、次のとおりである。

	手数料率等(平成26年4月1日現在)
元売りさばき人 (指定金融機関：(株)南都銀行)	(1年間の元売りさばき証紙の合計額面金額×1/1000+500千円)×108/105(税込) ※H24年度時点では、1年間の元売りさばき証紙の合計額面金額×1/1000+500千円(税込)
指定売りさばき人	(株)南都銀行：1.5% (株)南都銀行以外：2%

エ 証紙に係る経費の状況(平成22年度～平成24年度)

証紙に係る経費は、証紙の印刷費、荷造配送費、元売りさばき人及び指定売りさばき人への手数料である。

平成22年度から平成24年度の状況については、次のとおりである。

(単位：円)

年度	印刷経費等		売りさばき手数料		合計
	証紙の印刷	証紙荷造配送	元売りさばき手数料	証紙売りさばき手数料	
H22	11,936,680	110,712	2,729,576	43,408,276	58,185,244
H23	14,428,310	121,393	2,675,356	42,320,389	59,545,448
H24	12,688,080	118,920	2,554,166	39,971,338	55,332,504

(5) 収入証紙制度に関する申請者等から寄せられた苦情・意見等

収入証紙制度に関する申請者等から寄せられた苦情・意見等が「ある」と回答のあった機関は20機関(16%)あったが、売りさばき所が同一敷地内でない出先機関が多かった。

申請者等にとっては、現金納付に比べると、あらかじめ証紙購入が必要となることから、主に次のような苦情・意見等が各機関に寄せられている。

(購入場所に関するもの)

- ・購入場所が分からない。
- ・近隣に証紙売りさばき所がない。
- ・県外居住のため購入が容易でない。
- ・申請窓口で証紙を販売するべきである。

(販売時間の制約に関するもの)

- ・販売時間の制約がある。
- ・銀行が開いている時間に証紙を買いに行くことができない。

(証紙購入の手間に関するもの)

- ・証紙を購入して申請することは二度手間になる。
- ・証紙購入に時間がかかるため、現金対応を希望する。

(その他)

- ・証紙の存在を知らなかった。
- ・収入印紙と間違った。

(6) 収入証紙制度のメリット・デメリット

監査対象機関から提出された監査調書も参考にしながら考察したところ、収入証紙制度のメリット・デメリットは、主に次のとおりである。

	メリット	デメリット
申請者等にとって	<ul style="list-style-type: none">・証紙貼付により郵送での申請が可能である。・現金のやりとりがないため、窓口で申請に要する時間や待ち時間が短時間ですむ。	<ul style="list-style-type: none">・売りさばき所で開業時間内に証紙を事前購入することが必要である。・県外居住者にとっては購入が困難または不便である。(郵送購入できても手間、時間等が余分に必要となり不便)・県発行の領収書を受け取ることができない。・誤購入等の証紙の買い戻し、交換に手間と時間が必要である。
県にとって	<ul style="list-style-type: none">・申請時に手数料等が納付されるため、未収が発生しない。・会計職員(出納員・分任出納員)の常時配置が不要であり、人件費も含めた運営経費のトータルで考えて経済的である。・現金取扱いに伴う管理責任やリスクがない。・釣銭の対応が必要ない。・現金のやりとりがないため、窓口での処理が短時間ですむ。・日々の会計処理が簡易である。	<ul style="list-style-type: none">・証紙にかかる経費(印刷費、売りさばき手数料等)が必要である。・証紙にかかる事務処理(消印、収入証紙収納簿の作成、証紙収納実績報告書の作成等)が必要である。・申請受理時に各手数料等の歳入科目へ計上できず、速やかな執行状況の把握が困難である。

4 都道府県調査の結果等

全都道府県に収入証紙制度について調査を行ったところ、45都道府県より回答を得た。(平成26年7月実施)

(1) 収入証紙制度の廃止の状況

2団体で廃止

東京都は平成22年4月1日から収入証紙制度を廃止している。

また、広島県においても収入証紙制度を廃止し、平成25年11月1日からと平成26年11月1日からの2回に分けて現金または納付書納付に切替を行っている。

なお、両団体とも収入証紙制度を廃止する前は、多くの証紙収納機関で職員が証紙販売を行っていた。

(2) 証紙納付と現金納付等の併用の状況

同一の手数料等の納付について、証紙と現金等の併用を認めていると回答のあった道府県(※電子申請に係るものを除く。)

12団体

- (内訳) ①証紙購入困難者等への対応：4団体
②特定の手数料について対応：8団体

(3) (1) (2) 以外の見直しの状況

収入証紙制度の廃止及び証紙納付・現金納付等の併用以外に、収入証紙制度に係る経費節減など見直しをしたと回答のあった道府県

14団体

- (内訳) ※複数回答あり
①売りさばき手数料率の見直し：7団体
②印刷経費の見直し：6団体
③証紙によらず収納が可能な業務の検討：1団体
④売りさばき人の一部を公募により指定：1団体

(4) 職員による証紙の販売

道府県職員が、申請者等の一般需要者に直接証紙を販売していると回答のあった道府県

14団体 ※いずれの団体も一部の機関で販売していると回答

(5) 売りさばき手数料率

すべての指定売りさばき人に対して一律の手数料率を設定している道府県は26団体で、最低手数料率は2.16%、最高手数料率は3.24%であった。

その一方、買い受け実績額等に応じて段階的に手数料率を設定したり、あるいは指定金融機関等の特定の売りさばき人に対し別途手数料率を設定している道府

県は18団体（本県を含む）であった。なお、本県の指定売りさばき人に対する手数料率は元売りさばき人でもある(株)南都銀行に対しては1.5%、(株)南都銀行以外に対しては2%である。

また、これとは別に元売りさばき人に対して手数料を支払っている道府県は11団体（本県を含む）であった。

本県では3（4）ウにも記載のとおり、元売りさばき人に対する手数料と、指定売りさばき人に対する手数料とがあるが、平成24年度の売りさばき手数料をもとにトータルで試算しても本県の手数料率は約2%であり、手数料を定率で定めていて比較可能な他の道府県と比べても低率となっている。

（6）証紙貼付委託のみなし規定

各道府県の関係条例及び規則等を確認したところ、証紙の購入が困難な状況を補うものとして、申請書等に証紙を貼付しないで現金等が提出された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があったものとみなすという旨の規定がある道府県は、7団体であった。なお、本県においてはこのような規定はない。

（7）証紙の図柄

各道府県の関係条例及び規則等を確認したところ、独立行政法人国立印刷局が定める統一図柄を採用している道府県は、30団体であった。なお、本県の証紙は独自図柄である。

統一図柄の印刷経費は独自図柄に比べると安価であり、平成24年度の印刷発注実績に基づき統一図柄を使用した場合の印刷経費を試算すると約40%の節減効果が見込まれる。ちなみに、4（3）で印刷経費の見直しをしたと回答のあった6団体のうち、統一図柄に移行することにより経費節減を図っている団体が5団体あった。

5 監査意見

今回監査したところ、証紙による収入の方法は県にとって現金取扱いに伴う管理責任やリスクが発生しないこと、また未収が発生しないことから安全確実な方法であり、許認可事務や収納事務の効率的で経済的な事務処理にもつながる方法であることが認められた。

ただ、その中であって証紙で徴収すべき手数料等について、現金や普通為替証書、定額小為替証書で受け取り、職員が証紙を購入し、申請書に貼付している機関があった。

さらに、各機関のホームページ上で申請書を郵送する場合において、普通為替証書や定額小為替証書でも受領する旨の記載をしている機関も見受けられた。

これらの対応は、条例、規則等に規定された事務処理とはいえませんが、各機関が証紙の購入が困難な状況にある申請者等に配慮してやむを得ず行っているものであった。

また、収入証紙制度の運営経費のうち、証紙印刷費用については軽減を図れる余地が認められた。

そこで、申請者等の利便性の向上と収入証紙制度の運営経費の節減に向けて、次の点について検討されたい。

(1) 証紙の売りさばきについて

証紙の売りさばきに関する次のような問題点の解消に向け、売りさばき所の設置場所や販売時間等のより一層の情報提供に努めるとともに、申請者等のニーズを把握し必要に応じて売りさばき方法の充実について検討されたい。

【問題点】

- ・ 証紙の購入場所が分からない申請者等がいる。
- ・ 県外居住者にとっては証紙の購入が困難、または郵送購入は可能であるが、それには手間・時間・費用がかかる。
- ・ 申請者等が居住地近くで購入する場合、県内12町村に売りさばき所が設置されていない。
- ・ 金融機関は午後3時までであるなど、売りさばき所の販売時間の制約を受ける。
- ・ 機関の近隣に売りさばき所がないため、手間や時間等を要し不便を感じる機関が相当数ある。

(2) 納付方法等の見直しについて

証紙による収入の方法は、前述のとおり県にとっては安全確実な方法であり、効率性・経済性の点でもメリットがあると認められたところであるが、一方、手数料等の納付方法について申請者等の利便性向上を図っていくことも必要である。

証紙により納付する手数料等は、納付額や納付件数など多種多様であり、申請等の受理の体制も一様ではないことから、証紙納付の対象となっている各手数料等について実態把握のうえ、その納付方法が適当であるかどうか検証し、必要に応じて納付方法を見直すよう検討されたい。

また、証紙購入困難者等の利便性の向上を図るため、下記アまたはイについて検討されたい。

ア 証紙と現金（納入通知書による納付も含む）の併用納付の導入

証紙購入困難者等に対する例外的な対応として、証紙と現金（納入通知書による納付も含む）の併用納付を導入することについて検討されたい。

なお、他県においても、一定の場合に併用納付を認めている団体が認められたところである。

イ 証紙貼付のみなし受託の導入

アの併用納付の導入が困難な場合でも、証紙購入困難者等、一定の場合において例外的に職員による証紙貼付の代行を認めることが現実的であることから、申請書等に証紙を貼付しないで現金が提出された場合は、受理機関に証紙の貼付の委託があったものとみなすことについて検討されたい。

なお、他県においても条例、規則に同旨の規定を置く団体が認められたところである。

（3）経費節減について

証紙に係る経費には、3（4）エのとおり証紙の印刷費、荷造配送費、元売りさばき人及び指定売りさばき人への手数料があり、毎年一定の経費がかかっている。

今後において、収入証紙制度の運営は、より効率的、経済的に行うことが求められる。

4（7）で述べたとおり本県の証紙は独自図柄であるが、独立行政法人国立印刷局が定める統一図柄の印刷経費は独自図柄に比べると安価である。

既に大半の道府県で統一図柄が採用されており、統一図柄に移行することにより経費節減を図っている事例もある。

本県においても統一図柄に移行するなど経費節減について検討されたい。